1 都道府県別・診療科別の専攻医募集定員のシーリングに ついて

(1) 総論

新制度の開始後、都市部に専攻医が集中するなど、医師の地域偏在・診療科偏在等の問題が存在しており、都道府県別・診療科別の研修定員の設定が必要である。

ただし、提示されたシーリング案は、国が機械的に算出したもので、医師不足が慢性化している地方の状況が考慮されていない。

このため、必要医師数の算出や定員設定は、都道府県各々の問題背景を鑑み意見を十分に聞くとともに、広大な県土に対し医師の絶対数が少数の島根県にはシーリングを設けないなど、現実的な設定がなされるようにすること。

同時に、検証のために、算定方法や基礎数値を明らかにすること。 また、国及び機構によるシーリングの効果検証が不十分であるため、大都市圏及びその周辺県と比べた地方の状況の違いも踏まえた 上での効果検証を行い、都道府県へ示すこと。

(2) 特別地域連携プログラム・子育て支援加算について

2023年度のシーリング(案)において新たに示された特別地域連携プログラムは、足下充足率が0.7以下の都道府県で一定期間研修することにより、偏在対策に繋げるとするものであるが、専門研修自体はシーリング対象の都道府県のプログラムで行うことになり、専攻医の都市部への集中に繋がることや専門研修終了後の医師の定着にも影響を及ぼすことが考えられる。

よって、当該プログラムを設けるための要件が確実に遵守されるよう研修状況等を確認する等の方法により厳格な運用を行うこと。 同じく、新たに示された子育て支援加算は、育児介護休業法改正 の趣旨を踏まえた仕組みと考えるが、同法の改正に伴う環境の整備 は当然に取り組むべきことであり、これをシーリング緩和の条件と する仕組みは、シーリングの本来の目的を達成するために本当に必 要なことであるか再度検討すること。

また、実施する場合についても、地域偏在を助長する仕組みとならないよう、加算数に一定の上限を設けることや、この加算により採用される専攻医は、出産・育児・介護等との両立を図ろうとする専攻医を対象とする等の条件を設けることにより、加算することに一貫性を持たせた運用を考えること。

なお、今回示された仕組みに限らず、シーリングを緩和する仕組みは、専門研修後の医師の定着にも影響を及ぼすことが懸念されるため、専門研修期間だけではなく、その先の偏在対策を見据えた仕組みとなるよう考えていくこと。

(3)地域枠等医師の取り扱い

医師少数区域等に従事要件のある自治医科大学卒業生や地域枠 医師(以下「地域枠等医師^(注1)」という。)は、各都道府県の地 域医療対策協議会からの申請に基づき、シーリングの対象外として 取り扱うこととされている^(注2)。

また、当該申請によりシーリングの対象外となった医師については、次年度のシーリング計算時に用いる前年度専攻医採用数から除かれているが、この取り扱いは、前年度にシーリング対象となった診療科にのみ講じられている措置である。

この点について、令和元年9月20日付け厚生労働大臣への回答において「(地域枠等医師については)都道府県内の偏在をより悪化させないという立場から、シーリングの枠外とすることは、有用な対策である」と述べていることも鑑み、地域医療対策協議会が申請した地域枠等医師は診療科毎のシーリングの有無にかかわらず、次年度のシーリング計算から除く(枠外とする)よう必要な措置を講じること。

なお、地域枠等医師のシーリングにおける取り扱いについては、 都道府県等に対する事前の丁寧な説明及び情報提供を行うこと。

- (注1) 一般社団法人日本専門医機構は対象者について、地域枠とされる医師のうち、
 - ①都道府県からの修学資金(島根県においては奨学金)の貸与があり、かつ 医師少数区域等での従事要件が課されている方
 - ②自治医科大学の卒業生で、医師少数区域等での従事要件が課されている方としている。島根県において①に該当する者は、次に掲げる者のうち、県から 奨学金の貸与を受け、かつ、専門研修を実施する期間中に奨学金の返還免除に 必要な医師少数区域等における従事要件が課されている者。
 - ①島根大学医学部医学科地域枠
 - ②島根大学医学部医学科緊急医師確保対策枠
 - ③ 島根大学医学部医学科県内定着枠
 - ④島根大学医学部医学科学士入学(地域枠)
 - ⑤鳥取大学医学部医学科島根県枠
 - ⑥全国の医学部医学科に在籍する者(いわゆる全国大学枠奨学金の被貸与者)
- (注2) 「厚生労働大臣から日本専門医機構への意見及び要請についての回答」 令和元年9月20日付け一般社団法人日本専門医機構理事長名文書

2 日本専門医機構が地域枠離脱に関する意向を都道府県へ 確認することについて

都道府県の同意を得ずに地域枠を離脱した者(以下「不同意離脱者」)については、原則、専門医の認定を行わないとする方針が日本専門医機構より示されており (注3)、国の案 (注4)では、不同意離脱者の有無の確認を都道府県が行うことになっている。

専門医の認定を行わないとすることは、対象者に不利益を与えることになるが、確認対象である、地域枠医師等や今後確認対象となる学生への詳細な制度内容の周知がされないまま制度運用が開始されているので、日本専門医機構より詳細な制度内容の周知を行う

こと。

また、都道府県が不同意離脱者の有無の確認を行うためには、個人情報を使用することになるが、この点についての法的整理はどのようになっているかを都道府県へ示すこと。

なお、地域枠医師等に課せられる従事要件は、都道府県から貸与された修学資金(奨学金)によるもののほか、大学が出願要件等 (注 5)により定めている場合があるため、国の案である「都道府県の同意」のみでは不十分である。

このため、地域医療対策協議会の同意を得ることとすること。

- (注3)「第37回 医道審議会医師需給分科会」資料1
- (注4) 「令和2年度第2回 医道審議会医師分科会 医師専門研修部会」資料3
- (注5)島根県においては、1 (3) (注1)①~④に掲げる入学枠について、卒業後は 島根県内の病院の臨床研修プログラムにより初期研修及び専門研修を受けるこ とが、出願要件において規定